

Microsoft License Terms

重要なお知らせ (後にライセンス条項が続きます)

診断情報と使用状況情報。マイクロソフトは、貴社の組織に関連する可能性のあるこの情報をインターネットを介して自動的に収集し、お客様のインストール、アップグレード、およびユーザーエクスペリエンス、ならびにマイクロソフトの製品およびサービスの品質およびセキュリティの改善に役立てるために使用します。Windows Server には 4 つの情報収集設定 (セキュリティ、基本、拡張、および完全) があり、既定では [拡張] 設定が使用されます。この拡張レベルには、以下に必要な情報が含まれます。(i) マルウェア対策、および診断情報と使用状況情報に関するマイクロソフトテクノロジーの実行、(ii) デバイスの品質、およびアプリケーションの使用状況と互換性の把握、ならびに (iii) オペレーティングシステムとアプリケーションの使用およびパフォーマンスに関する品質の問題の特定、に必要な情報が含まれます。

選択および制御:管理者は、[設定] を通じて情報収集のレベルを変更することができます。診断情報と使用状況情報の詳細については、(aka.ms/winserverdata) およびマイクロソフトのプライバシーに関する声明 (aka.ms/privacy) をご参照ください。

最終更新: 2018 年 4 月

マイクロソフトソフトウェアライセンス条項

MICROSOFT WINDOWS SERVER

マイクロソフトをお選びいただきありがとうございます。お客様が本 Windows Server (以下「Windows Server」または「サーバーソフトウェア」または「ソフトウェア」といいます) を取得された方法に応じて、本文は、(i) お客様のデバイスと共に本ソフトウェアを頒布するデバイス製造業者またはソフトウェアインストール業者とお客様の間で、または (ii) お客様が本ソフトウェアを小売業者から取得された場合は、お客様と Microsoft Corporation (またはお客様の所在地もしくは会社の場合は主たる業務地に応じたその関連会社。以下「マイクロソフト」といいます) の間で、締結されるライセンス契約書です。マイクロソフトまたはそのいずれかの関連会社が生産したデバイスについてはマイクロソフトがデバイス製造業者であり、お客様が本ソフトウェアをマイクロソフトから直接取得された場合はマイクロソフトが小売業者となります。本ソフトウェアに印刷されたライセンス条項が付属していることがあります。その場合は、印刷されたライセンス条項が画面に表示される条項に優先されます。

本ライセンス条項には、本ソフトウェアを使用するお客様の権利および条件を規定しています。すべての条項が重要であり、一体となってお客様に適用される本ライセンス条項を構成するため、本ソフトウェアに付属する、追加ライセンス条項およびリンク先の条項を含む本ライセンス条項全文を確認してください。お客様は、ブラウザーウィンドウに (aka.ms/) リンクを貼り付けることで、リンク先の条項を確認できます。また、本ライセンス条項は、本ソフトウェアに関連する更新プログラム、追加ソフトウェア、およびインターネットベースのサービスにも適用されま

す。お客様が本ソフトウェアを製造業者またはインストール業者から入手された場合、および更新プログラムまたは追加ソフトウェアをマイクロソフトから直接入手した場合、製造業者またはインストール業者ではなく、マイクロソフトが当該更新プログラムまたは追加ソフトウェアのライセンスを付与します。

本契約に同意しまたは本ソフトウェアを使用することにより、お客様はこれらの条件のすべてに同意し、かつ、マイクロソフトがアクティベーション中およびお客様による本ソフトウェアの使用、第6条に規定するプライバシーに関する声明により一定の情報を収集することを承諾したものとします。これらの条件に同意せず、また遵守しない場合、お客様は本ソフトウェアまたはその機能を使用することはできません。この場合、デバイス製造業者もしくはインストール業者に、または本ソフトウェアを直接購入された場合はご利用の小売業者に、問い合わせて、返品方針を確認してください。この方針に基づいて本ソフトウェアまたはデバイスを返品し、お支払いいただいた金額の払い戻しを受けられる場合があります。お客様は、この方針に従わなければなりません。この方針により、お客様は、払い戻しを受けるために本ソフトウェアと共に、本ソフトウェアがインストールされているデバイス全体を返品することが求められる場合があります。

1. ライセンスモデルの概要。

- a. 本ライセンス条項は、お客様のデバイスにプレインストールされている、または製造業者または小売業者から取得してお客様がインストールした本サーバーソフトウェア、および本サーバーソフトウェアのみと併用されるすべての追加マイクロソフトソフトウェア、お客様が本ソフトウェアを受領したときのメディア (存在する場合)、および本ソフトウェアに対するすべてのマイクロソフトの更新プログラム、アップグレード、ダウングレード、追加ソフトウェア、またはサービスにも適用されます。ただし、これらにその他の条項が付属している場合は、その限りではありません。
- b. 以下で説明するライセンスモデルは、本サーバーソフトウェアおよびクライアントアクセスライセンス (CAL) の特定のエディションおよびバージョンのコアライセンスが対象です。別途規定されている場合を除き、物理プロセッサおよびサーバーごとに最小数のコアライセンスが必要です。さらに、別途規定されている場合を除き、本サーバーソフトウェアにアクセスするユーザーまたはデバイスごとにサーバーソフトウェア CAL が必要です。
- c. マイクロソフトでは、お客様のニーズに対応できるように、ライセンスの選択肢をご用意しています。したがって、お客様が取得したソフトウェアエディションに固有のライセンス条項を参照してください。サーバーソフトウェアには、Standard と Datacenter という2種類のエディションがあります。
 - i. ライセンス要件。Standard エディションと Datacenter エディションの両方のサーバーソフトウェアライセンスは、以下に基づいています。(a) 物理ハードウェア内の物理コアの数 (b) 特定バージョンのサーバーソフトウェアのインスタンスにアクセスするデバイスおよびユーザーの数 (CAL)、および (c) およびアクセスするサーバ

一機能。両エディションのライセンス条項は、特定のソフトウェア製品バージョンに依存しています。たとえば、以前のバージョンを取得した場合、そのバージョンに固有のライセンス条項は、そのバージョンのサーバーソフトウェアに適用され、お客様は将来のバージョンのソフトウェアを使用する権利を有しません。

- ii. ライセンスの相違の程度。Standard エディションのライセンスでは、サーバーソフトウェアの一定数のインスタンスに限定されますが、Datacenter エディションのライセンスでは、本契約で詳細に説明されているように、サーバーソフトウェアのインスタンスを無制限に許可されます。

2. 定義

- a. 追加ソフトウェア。追加ソフトウェアは、ここ (aka.ms/additionalsoftware) に記載されているものとして定義されています。
- b. ライセンスの割り当て。ライセンスの割り当てとは、ライセンスを 1 台のデバイスまたは 1 人のユーザーに対して指定することをいいます。
- c. クラスタ HPC アプリケーションとは、複雑な計算問題や密接に関係した複数の計算問題を並列に解く、高性能コンピューティングアプリケーションを意味します。クラスタ HPC アプリケーションは、計算が複雑な問題を一連のジョブおよびタスクに分割します。これらのジョブおよびタスクは、Microsoft HPC Pack または同様の HPC ミドルウェアなどで提供されるジョブスケジューラによって調整され、HPC クラスタ内で実行されている 1 つ以上のコンピューター全体で並列に分散処理されます。
- d. コアライセンス。コアライセンスは、サーバー内の 1 つの物理コアについてのライセンスを取得するために必要なライセンスです。物理コアとは、物理プロセッサのコアをいいます。物理プロセッサは、1 つまたは複数の物理コアで構成されます。
- e. 高性能コンピューティング (以下「HPC」といいます) ワークロードとは、クラスタノードを実行するために使用されるサーバーソフトウェアが、クラスタ HPC アプリケーションをサポートするために、クラスタノード上のセキュリティ、ストレージ、パフォーマンスの強化、およびシステム管理を許可するために必要に応じて他のソフトウェアと共に使用されるワークロードを意味します。クラスタノードは、クラスタ HPC アプリケーションの実行や、クラスタ HPC アプリケーション向けのジョブスケジューラサービスの提供を行う専用デバイスです。
- f. インスタンス。お客様は、ソフトウェアのセットアップまたはインストール手順を実行することにより、または既存のインスタンスを複製することにより、本ソフトウェアの「インスタンス」を作成したものとみなされます。インスタンスの実行。お客様は、ソフトウェアをメモリにロードし、その 1 つまたは複数の指示を実行することにより、ソフトウェアの「インスタンスを実行」したものとみなされます。一度あるインスタンスを実行すると、そのインスタンスは、(その指示の実行が継続されているか

否かにかかわらず)それがメモリから削除される時点まで実行されているものとみなされます。

g. オペレーティングシステム環境。「オペレーティングシステム環境」とは次のように定義されます。

i. 独立したコンピューターの ID (主要コンピューター名若しくは類似の一意の識別子) または独立した管理権を可能にする、物理または仮想 (若しくはエミュレートされた) オペレーティングシステムの全部あるいは一部、ならびに上に規定したオペレーティングシステムまたはその一部の上で作動するよう構成されたアプリケーションがある場合は、そのインスタンス。

(a) 物理オペレーティングシステム環境は、物理ハードウェアシステム上で直接作動するよう構成されています。ハードウェア仮想化ソフトウェア (Microsoft Hyper-V Server または同様のテクノロジーなど) を実行するため、またはハードウェア仮想化サービス (Microsoft 仮想化テクノロジーなど) を提供するために使用される物理オペレーティングシステムインスタンスは、物理オペレーティングシステム環境の一部と見なされます。

(b) 仮想オペレーティングシステム環境は仮想 (またはエミュレートされた) ハードウェアシステムを実行するために構成されます。

ii. 物理ハードウェアシステムでは、以下のうちいずれかまたは双方が含まれることがあります。

(a) 1 つの物理オペレーティングシステム環境

(b) 1 つまたは複数の仮想オペレーティングシステム環境

h. サーバー。サーバーとは、サーバーソフトウェアを実行することのできる物理的ハードウェアシステムまたはデバイスをいいます。ハードウェアのパーティションまたはブレードは、別個の物理ハードウェアシステムとみなされます。

i. Web ワークロード (「インターネット Web ソリューション」ともいいます) は、公的にアクセス可能で、Web ページ、Web サイト、Web アプリケーション、Web サービス、および POP3 メールサービスのみから構成されます。インターネット Web ソリューションで本ソフトウェアによって提供されるコンテンツ、情報、およびアプリケーションへのアクセスは、お客様またはお客様の関連会社の従業員だけに限定されないものとします。

インターネット Web ソリューションに含まれるソフトウェアは、以下のものを実行するために使用することができます。(1) Web サーバーソフトウェア (Microsoft インターネットインフォメーションサービスなど)、管理またはセキュリティエージェント (System Center Operations Manager エージェントなど)、(2) インターネット Web ソリューションをサポートするデータベースエンジンソフトウェア (Microsoft SQL Server な

ど)、(3) インターネット名を IP アドレスに解決するドメインネームシステムサービス。ただし、この機能が当該ソフトウェアのインスタンスの唯一の機能でない場合に限ります。本ソフトウェアを他の目的に使用することは、Web ワークロードとは見なされません。

j. **Windows Server** コンテナ (Hyper-V による分離を使用しない) は、Windows Server の機能です。

k. **Hyper-V** による分離を使用する **Windows Server** コンテナ (以前の Hyper-V コンテナ) とは、1 つ以上の Windows Server コンテナをホストするために、1 つの仮想オペレーティングシステム環境を利用する Windows Server のコンテナ機能です。Windows Server コンテナをホストするために使用される各 Hyper-V 分離インスタンスは、1 つの仮想オペレーティングシステム環境と見なされます。

3 サーバーソフトウェアにライセンスを付与する方法

a. **サーバーへのライセンス付与**。適切にライセンスを付与されたソフトウェアに基づいて、サーバーソフトウェアの一定の数のインスタンスをサーバーにインストールして実行する権利をお客様に許諾します。これらのインスタンスを実行する前に、お客様は、サーバーごとに必要なコアライセンス (3 条 b 項) の数を判断し、当該コアライセンスを以下で説明するように対象のサーバーに割り当てなければなりません。

製造業者もしくはインストール業者のライセンス製造業者またはインストール業者から本ソフトウェアを入手した場合、このライセンスでは、お客様は 16 個のコアについて使用許諾されます。追加のコアライセンスは、製造業者またはインストール業者によるサーバー梱包に同梱されている場合があります。お客様が製造業者またはインストール業者から入手した追加のライセンスには、これらのライセンス条項およびそれらの追加のライセンスに含まれるその他の追加のライセンス条項が適用されます。Certificate of Authenticity ラベルは、サーバーまたは製造業者もしくはインストール業者によるサーバー梱包に貼付されている場合があります。このラベルには、製造業者もしくはインストール業者がサーバーに割り当てているコアライセンスの総数が記載されています。

b. **必要なライセンス数の算定**。サーバーのライセンスを取得するには、サーバーのすべての物理コアについてライセンスを取得しなければなりません。

i. サーバーごとに最低 16 個のコアライセンスを取得する必要があります。

ii. 物理プロセッサごとに最低 8 個のコアライセンスを取得する必要があります。

サーバーの物理コアの数が最低コアライセンス要件である 16 個を上回っている場合は、3.c.i(b) および 3.c.ii(b) 項に規定されている場合を除き、超過分の物理コアを埋め合わせる追加のコアライセンスが必要です。

iii. 製造業者またはインストール業者。サーバーの物理コアの数が最低コアライセンス要件である 16 個を上回っている場合は、超過分の物理コアを埋め合わせる追加のコアライセンスが必要です。製造業者またはインストール業者から本ソフトウェアを入手した場合、オペレーティングシステムでの使用が無効になっている物理コアにはライセンスは不要です。この免除により、本条に規定されている必要なコアライセンスの最小数が減ることはありません。

c. 必要なライセンス数のサーバーへの割り当て

i. 製造業者またはインストール業者。製造業者またはインストール業者から本ソフトウェアを入手した場合:

(a) 初回割り当て。本ソフトウェアのライセンスは、以下に記述の場合を除いて、お客様が本ソフトウェアを取得する際に使用したサーバーに割り当てられます。そのサーバーは同ライセンスのすべてに関して「ライセンスを取得したサーバー」とみなされます。お客様は、同じコアライセンスを複数のサーバーに同時に割り当てることはできません。

(b) 再割り当て。

(1) 追加のライセンス権を購入しない限り、製造業者またはインストール業者から取得されたソフトウェアのコアライセンスを再割り当てすることはできません。

(2) コアライセンスの再割り当てを行う権利を含む追加のライセンスを取得された場合、コアライセンスの再割り当てを行うことは可能ですが、前回の割り当てから 90 日が経過している必要があります。ライセンス取得済みのサーバーを永続的なハードウェアの障害のために使用しなくなった場合には、それよりも早い時期に当該コアライセンスを再度割り当てることができます。コアライセンスを再度割り当てると、ライセンスを再度割り当てたサーバーが当該コアライセンスに対する新しいライセンス取得済みのサーバーになります。新しいサーバーのすべての物理コアを埋め合わせる追加のコアライセンスが必要になる場合があります。

ii. マイクロソフト。お客様が本ソフトウェアをマイクロソフトから直接入手された場合 (製造業者またはインストール業者を経由せずに)

(a) 初回割り当て。お客様は、サーバーについて必要となるコアライセンスの数を算定した後、その数のコアライセンスをそのサーバーに割り当てなければなりません。そのサーバーは同ライセンスのすべてに関して「ライセンスを取得したサーバー」とみなされます。お客様は、同じコアライセンスを複数のサーバーに同時に割り当てることはできません。

(b) 再割り当て。コアライセンスの再割り当てを行うことは可能ですが、前回の割り当てから 90 日が経過している必要があります。ライセンス取得済みのサーバーを永続的なハードウェアの障害のために使用しなくなった場合には、それよりも早い時期に当該コアライセンスを再度割り当てることができます。コアライセンスを再度割り当てると、ライセンスを再度割り当てたサーバーが当該コアライセンスに対する新しいライセンス取得済みのサーバーになります。新しいサーバーのすべての物理コアを埋め合わせる追加のコアライセンスが必要になる場合があります。

d. サーバーソフトウェアのインスタンスの実行

Windows Server Standard

- i. 第 3 条 b 項に規定されている必要な数のコアライセンスを割り当てた各サーバーにつき、お客様は本サーバーソフトウェアを一度に次の環境で実行できます。
 - ・ 1 つの物理オペレーティングシステム環境
 - ・ 最大 2 つの仮想オペレーティングシステム環境
 - ・ Hyper-V による分離を使用しない Windows Server コンテナとしてインスタンス化された任意の数のオペレーティングシステム環境。
- ii. 許可されたすべてのインスタンスを同時に実行する場合、物理的オペレーティングシステム環境において実行されているサーバーソフトウェアのインスタンスは、次の目的に限り使用することができます。
 - ・ ハードウェア仮想化ソフトウェアを実行する
 - ・ ハードウェア仮想化サービスを提供する
 - ・ ライセンス取得済みサーバーのオペレーティングシステム環境を管理および操作するためのソフトウェアを実行する。
- iii. 第 3 条 d 項に規定されているとおり、サーバーソフトウェアの追加インスタンスを実行する場合、第 3 条 b 項に規定されているとおり、サーバーの追加ライセンスを取得する必要があります。

Windows Server Datacenter

- i 第 3 条 b 項に規定されている必要な数のコアライセンスを割り当てた各サーバーにつき、お客様は一度に次のことを行うことができます。
 - ・ 1 つの物理オペレーティングシステム環境
 - ・ 任意の数の仮想オペレーティングシステム環境

- ・ Hyper-V による分離を使用しない Windows Server コンテナとしてインスタンス化された任意の数のオペレーティングシステム環境。

e. サーバーパーティションの再作成。お客様が上記で許可されるよりも早い時期に 1 つのハードウェアにライセンスを再割り当てできるのは、以下の場合です。

- ・ ライセンス取得済みハードウェアパーティションから別のパーティションに物理プロセッサの配置を変更する場合
- ・ 1 つのライセンス取得済みハードウェアパーティションから 2 つ以上のパーティションを作成する場合
- ・ 2 つ以上のライセンス取得済みハードウェアパーティションから 1 つのパーティションを作成する場合。ただし、以下の条件があります。

(i) パーティションの再作成以前に、各ハードウェアパーティションについて完全なライセンスを取得していること、かつ、(ii) 物理プロセッサ、物理コア、およびコアライセンスの数が同じであることを、条件とします。

f. 追加のソフトウェアのインスタンスの実行。お客様は、以下に規定している Web サイトに一覧された追加ソフトウェアを、任意の数のデバイス上で物理的または仮想的な 1 つのオペレーティングシステム環境で任意の数のインスタンスを実行することができます。お客様は、追加ソフトウェア (追加料金が適用される場合があります) をサーバーソフトウェアと共にのみ使用することができます。追加ソフトウェアの一覧については、(aka.ms/additionalsoftware) をご参照ください。

g. お客様のサーバーまたはストレージメディア上でのインスタンスの作成と格納。お客様は、適切にライセンス付与されたサーバー 1 つにつき、本ソフトウェアの任意の数のインスタンスを作成し、かかるインスタンスをお客様の任意のサーバーまたはストレージメディアに格納することができます。お客様は、適用される使用権説明書に記載されているライセンスに基づいて本ソフトウェアのインスタンスを実行する権利を行使する目的に限り、インスタンスを作成および格納することができます。お客様は、インスタンスを第三者に頒布することはできません。

h. 制限。本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。製造業者またはインストール業者、およびマイクロソフトは、適用法によりお客様により多くの権利が与えられない限り、黙示、禁反言、またはその他のいずれの法理によるとを問わず、本ライセンス条項において明示的に許諾されていない権利 (知的財産に関する法律に基づく権利など) をすべて留保します。お客様は、特定の使用方法を求めるソフトウェアの技術的制限に従う必要があります。たとえば、このライセンスはお客様に以下の権利を付与するものではなく、お客様は以下を行うことはできません。

- ・ 本ソフトウェアの技術的な制限を回避して使用すること。

- ・本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたはその他の方法で本ソフトウェアのソースコードを取り出そうと試みることを。ただし、(i) 適用法により許容されるまたは (ii) 本ソフトウェアに含まれる一定のオープンソースコンポーネントの使用に適用される第三者のライセンス条項により要求される場合
- ・本ソフトウェアのファイルおよびコンポーネントを、他のオペレーティングシステムまたは他のオペレーティングシステム上で実行されているアプリケーション内で使用すること。
- ・本ソフトウェアを公開、賃貸、リース、貸与、またはコピーすること (許可されたバックアップコピーを除く)。
- ・マイクロソフトの事前の書面による承諾を得ることなく、本ソフトウェアのベンチマークテスト結果を第三者に開示すること。
- ・本製品を移転すること (本契約で許可されている場合を除く)。
- ・明示的に許可されている場合を除き、1つのライセンスに基づいてサーバーソフトウェアを分離して複数のオペレーティングシステム環境で使用すること。この制限は、それらのオペレーティングシステム環境が同一の物理ハードウェアシステム上に存在する場合でも適用されます。
- ・本ソフトウェアを商用ソフトウェアホスティングサービスで使用する。または
- ・インターネットベースの機能を使用している場合、第三者によるこれらの機能の使用を妨げる可能性のある方法で、またはサービス、データ、アカウント、もしくはネットワークに不正な方法でアクセスを試みるために、これらの機能を使用することはできません。

任意のデバイス上のソフトウェアにアクセスする権利は、そのデバイスにアクセスするソフトウェアまたはデバイスに関するマイクロソフトの特許またはその他の知的財産権を行使する権利をお客様に付与するものではありません。

- i. 含まれるマイクロソフト製プログラム。本ソフトウェアには、他の Microsoft プログラムが含まれていることがあります。本ライセンス条項に別途規定されている場合を除き、サーバーソフトウェアと併用されるこれらのマイクロソフトプログラムの使用には、本ライセンス条項が適用されます。
- j. 更新プログラム。本ソフトウェアでは、システムの更新プログラムが定期的に確認され、インストールされます。お客様は、マイクロソフトまたは正規の提供元からのみ更新プログラムを取得できます。マイクロソフトは、当該更新プログラムをお客様に提供するために、お客様のシステムを更新する必要がある場合があります。お客様

は、本ライセンス条項に同意することにより、追加通知なくこのような種類の自動更新プログラムを受け取ることに同意するものとします。

k. バックアップ用の複製。お客様は、バックアップを目的として、本ソフトウェアの複製を1つ作成することができます。この複製は、本ソフトウェアのインスタンスを作成する目的にのみ使用することができます。

l. 権利が制限されたバージョン。お客様が取得した本ソフトウェアのバージョンにおいて、特定のまたは限定的な用途が明記され、またはそれ以外の方法でそれらの用途が対象とされている場合、お客様は指定されたとおりにのみ本ソフトウェアを使用することができます。お客様は、かかるバージョンの本ソフトウェアを、商用、非営利、または収益が発生する活動で使用することはできません。

i. プレビュー。お客様は、本ソフトウェアのプレビュー版、インサイダー版、ベータ版、またはその他のプレリリース版(以下「プレビュー」といいます)をマイクロソフトが公開した場合、プレビューを使用することを選択できます。お客様は、本ソフトウェアの有効期限の満了日まで、お客様が本ライセンス条項のすべての条項を遵守する場合に限り、プレビューを使用することができます。プレビューは試験的なものであり、最終製品版とは実質的に動作が異なる場合があります。本ライセンス条項にこれと異なる規定がある場合でも、プレビューは「現状有姿」で提供され、プレビューには明示か黙示かを問わず何らの保証(品質保証規定を含みます)も適用されません。お客様は、お客様のデバイスにプレビューをインストールすることで、お客様のデバイスの保証が無効になるか、当該保証に影響が及び、お客様のデバイスの製造業者またはネットワークオペレーター(該当する場合)からサポートを受ける権利がなくなる場合があります。マイクロソフトは、これによってお客様に発生した損害について一切責任を負いません。マイクロソフトはプレビューのサポートサービスを提供しない場合があります。お客様は、マイクロソフトに対してプレビューに関するコメント、提案、またはその他のフィードバック(以下「提案」といいます)を提供する場合、方法や目的を問わず提案を使用する権利をマイクロソフトおよびそのパートナーに許諾するものとします。

ii. 評価版。評価(またはテストもしくはデモンストレーション)版を使用する場合、お客様は、本ソフトウェアを販売すること、実際の運用環境で使用する、または評価期間の経過後に使用することはできません。本ライセンス条項にこれと異なる規定がある場合でも、評価版ソフトウェアは「現状有姿」で提供され、評価版には明示か黙示かを問わず何らの保証(品質保証規定を含みます)も適用されません。

iii. 再販禁止 (Not for Resale)。お客様は、「NFR」または「再販禁止 (Not for Resale)」の表示のあるソフトウェアを販売することはできません。』

iv. **Academic Edition** ソフトウェア本ソフトウェアに「Academic Edition」または「AE」と明記されている場合、お客様は「適格教育ユーザー」として指定されている方であればなりません。お客様が適格教育ユーザーであるかどうか不明な場合は、aka.ms/academicedition をご覧になるか、またはお住まいの地域のマイクロソフトの関連会社までお問い合わせください。

m. **最大数のインスタンス**。本ソフトウェアまたはお客様のハードウェアにより、サーバー上の物理または仮想オペレーティングシステム環境で実行することができる本サーバーソフトウェアのインスタンスの数が制限される場合があります。

4. Windows Server クライアントアクセスライセンス (CAL)

a. CAL の種類と割り当て

CAL には、デバイス用とユーザー用の 2 種類があります。デバイス CAL とユーザー CAL は、組み合わせて使用することができます。

i. **デバイス CAL**。任意のユーザーが使用する 1 台のデバイスで、ライセンスを取得したサーバー上の本サーバーソフトウェアのインスタンスにアクセスすることを許諾します。

ii. **ユーザー CAL**。任意のデバイスを使用する 1 人のユーザーが、お客様がライセンス取得済みのサーバー上の本サーバーソフトウェアのインスタンスにアクセスすることを許諾します。

割り当て。お客様は、お客様のサーバーソフトウェアに直接的または間接的にアクセスする各デバイスまたはユーザーに対して、対応するバージョンの該当 CAL を取得して割り当てなければなりません。ハードウェアのパーティションまたはブレードは、別個のデバイスとみなされます。

お客様は取得する CAL によって本サーバーソフトウェアのお客様の旧バージョンのインスタンスにアクセスすることもできますが、将来のバージョンのインスタンスにアクセスすることはできません。お客様が旧バージョンのインスタンスにアクセスする場合 (たとえば、ダウングレードの権利に基づいて (第 5 条 b 項を参照))、そのバージョンに対応する CAL を使用することもできます。

再割り当て。お客様には以下のことが許諾されます。

- ・ CAL を別のデバイスまたはユーザーに再割り当てすることができますが、その同じ CAL を最後に再割り当てした日から 90 日以内に再割り当てすることはできません。ただし、その再割り当てが、(i) 恒久的なハードウェアの故障もしくは損失、(ii) ユーザーの雇用もしくは契約の終了、または (iii) ユーザーの不在もしくはサービス停止中のデバイスに対処するために一時的な再割り当てを理由とする場合を除きます。お客様は、本ソフトウェアを削除するか、元のデバイスまたは元のユーザーによるアクセスをブロックする必要があります。
- ・ 通常使用するデバイスが使用できる状態にない場合にデバイス CAL を代替デバイスに一時的に再割り当てするか、デバイスを使用する従業員が不在のときに一時的な作業員にユーザー CAL を再割り当てする。

適用除外ただし、以下については CAL を取得する必要はありません。

- ・ 本サーバーソフトウェアのインスタンスを実行することを認められているお客様の任意のサーバー (ライセンス取得済みのサーバーが別のライセンス取得済みのサーバーにアクセスするためなど)
- ・ お客様のインスタンスを管理する目的のみでサーバーソフトウェアのインスタンスにアクセスする、最大 2 つのデバイスまたは 2 人のユーザー
- ・ 物理的オペレーティングシステム環境で実行され、下記の目的に限定して使用しているインスタンス
 - ・ ハードウェア仮想化ソフトウェアを実行する
 - ・ ハードウェア仮想化サービスを提供する
 - ・ ライセンス取得済みサーバーのオペレーティングシステム環境を管理および操作するためのソフトウェアを実行する
- ・ Web ワークロードまたは HPC ワークロードにアクセスするユーザーまたはデバイス

追加の CAL。一部のサーバーソフトウェア機能には、追加の CAL が必要です。一部を以下に記載します。

- ・ Windows Server Remote Desktop Services: 対応するバージョンの Windows Server Remote Desktop Services CAL。

- ・ Windows Server Active Directory Rights Management サービス: 対応するバージョンの Windows Server Active Directory Rights Management Services CAL。

b. Windows Server リモートデスクトップサービス。 (i) リモートデスクトップサービス機能に直接的もしくは間接的にアクセスする各ユーザーもしくはデバイス、 (ii) Windows Server リモートデスクトップサービス機能もしくはその他の技術を使用してグラフィカルユーザーインターフェイスをホストする目的でサーバーソフトウェアに直接的もしくは間接的にアクセスする各ユーザーもしくはデバイス、または (iii) Multipoint Services 機能にアクセスする各ユーザーもしくはデバイスに対しては、Windows Server CAL に加えて、対応するバージョンの Windows Server リモートデスクトップサービス CAL を取得しなければなりません。Windows Server リモートデスクトップサービス CAL の詳細については、(aka.ms/windowsrds) をご参照ください。

c. Windows Server Active Directory Rights Management サービス CAL。Windows Server Active Directory Rights Management サービス機能に直接的または間接的にアクセスする各ユーザーまたはデバイスに対しては、Windows Server CAL に加えて、対応するバージョンの Windows Server Active Directory Rights Management サービス CAL を取得しなければなりません。

d. 本サーバーソフトウェアは「接続デバイス数または接続ユーザー数」モード ("per device or per user" mode)、 「同時使用ユーザー数」モード ("per server" mode) のどちらかで使用できます。「接続デバイス数または接続ユーザー数」モードの場合、ライセンスを取得したサーバー上の本サーバーソフトウェアのインスタンスに直接または間接的にアクセスするデバイスまたはユーザーごとに Windows Server CAL を取得する必要があります。「同時使用ユーザー数」モードの場合、サーバーソフトウェアのインスタンスに同時に、直接または間接的にアクセスする可能性のあるデバイスおよびユーザーの最大数に相当する Windows Server CAL を1つのサーバーソフトウェアのインスタンス専用に取得する必要があります。1回に限り、「同時使用ユーザー数」から「接続デバイス

数または接続ユーザー数」にモードを切り替えることができます。この切り替えを行っても、Windows Server CAL の数は変わりません。

e. マルチプレキシング。マルチプレキシングまたはプーリングによって本ソフトウェアとの直接接続を減らしても、必要な種類のライセンスの数を減じることはできません。

5. 追加のライセンス条項。

a. 譲渡。お客様がドイツまたはaka.ms/transferに掲示されているいずれかの国で本ソフトウェアを取得した場合、本条項の規定は適用されません。この場合、本ソフトウェアの第三者への譲渡、および本ソフトウェアの使用権は、適用される法令に準拠する必要があります。

i. マイクロソフトから本ソフトウェアを取得された場合、本ソフトウェアの最初のユーザーは、本ソフトウェア、本契約、および CAL を直接第三者に譲渡することができます。譲渡に先立ち、本ソフトウェアの譲受人は、本契約が本ソフトウェアの譲渡および使用に適用されることに同意しなければなりません。譲渡には、本ソフトウェアおよび「Proof of License」ラベルが含まれる必要があります。最初のユーザーは、本ソフトウェアの別のライセンスを保持していない場合は、本ソフトウェアのインスタンスを一切保持することはできません。

ii. 製造業者またはインストール業者から本ソフトウェアを取得された場合、お客様は、ライセンス取得済みのサーバー、すべての Certificate of Authenticity ラベル、かかるサーバーに最初から含まれるすべての追加ライセンス、および本ライセンス条項と共に譲渡する場合に限り、本ソフトウェアを第三者に直接譲渡することができます。譲渡に先立ち、本ソフトウェアの譲受人は、本契約が本ソフトウェアの譲渡および使用に適用されることに同意しなければなりません。お客様は、本ソフトウェアの別のライセンスを保持していない場合は、本ソフトウェアのインスタンスを一切保持することはできません。

本ライセンス条項のいずれの条項も、適用される法令に基づいて認められる範囲において、頒布権が消尽した場合に本ソフトウェアの譲渡を禁止するものではありません。

b. ダウングレードの権利。本ソフトウェアのインスタンスを作成、格納、および使用する代わりに、お客様は許可された各インスタンスに、本ソフトウェアの以下のエディシ

ョンの旧バージョンのインスタンスを作成、格納、および使用することができますが、マイクロソフトが、(aka.ms/windowslifecycle) に規定されているとおり、かかる旧バージョンのサポートを提供している期間に限ります。

Windows Server Standardの場合

- ・ Windows Server Standard
- ・ Windows Server Essentials
- ・ Windows Server Foundation
- ・ Windows Server Enterprise
- ・ Windows Web Server
- ・ Windows HPC Server オペレーティングシステム

Windows Server Datacenterの場合

- ・ Windows Server Datacenter
- ・ Windows Server Standard
- ・ Windows Server Essentials
- ・ Windows Server Foundation
- ・ Windows Server Enterprise
- ・ Windows Web Server
- ・ Windows HPC Server オペレーティングシステム

上記のエディションの旧バージョンの使用に関しては、本ライセンス条項が適用されません。誤解を避けるため、このダウングレードオプションを選択することで、(i) お客様には、本ソフトウェアのインスタンスを、本ライセンス条項に基づいて許可される数より多く作成、格納、または使用する権利はなく、(ii) お客様は、本ライセンス条項の第3条に従って、物理サーバーのすべてのコアについてライセンスを取得する必要があります。旧バージョンに本ライセンス条項の適用対象ではない異なるコンポーネントが含まれている場合、それらのコンポーネントの使用については、これらのエディションの旧バージョンのコンポーネントに付随するライセンス条項の該当する条件が適用されます。製造業者、インストール業者、またはマイクロソフトは、旧バージョンまたはその他のエディションの

本ソフトウェアをお客様に提供する義務を負いません。お客様は、いつでも本ソフトウェアの旧バージョンまたはエディションを本ソフトウェアの本バージョンおよび本エディションに上書きすることができます。

c. データストレージテクノロジー。本サーバーソフトウェアには、Windows Internal Database と呼ばれるデータストレージテクノロジーが含まれている場合があります。本サーバーソフトウェアのコンポーネントは、データを格納する目的でこのテクノロジーを使用します。お客様はその他の目的で本契約に基づいてこのテクノロジーを使用したり、アクセスしたりすることはできません。

d. フォントコンポーネント。本ソフトウェアが動作している間は、そのフォントを使ってコンテンツの表示および印刷を行うことができます。ただし、以下の場合に限定されます。

- ・フォントの埋め込みに関する制限の下で許容される範囲でコンテンツにフォントを埋め込む。
- ・コンテンツを印刷するために、フォントをプリンターまたはその他の出力デバイスに一時的にダウンロードする。

e. アイコン、画像、および音声。本ソフトウェア作動中、本ソフトウェアのアイコン、画像、音声、およびメディアを使用することはできますが、これらを第三者に提供することはできません。本ソフトウェアと共に提供されるサンプルの画像、音声、およびメディアは、お客様の非商業的な使用のみを目的としています。

f. 追加の機能。マイクロソフトは、本ソフトウェアについて追加の機能を提供することがあります。その際に、別途使用条件および料金が別途適用されることがあります。

g. **Adobe Flash Player**。本ソフトウェアには、Adobe Systems Incorporated の条項 (aka.ms/adobeflash) に基づいてライセンスされる Adobe Flash Player が含まれています。Adobe および Flash は、Adobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

h. 第三者のコンポーネント。本ソフトウェアには、別途の法的通知を含みまたは別の契約が適用される第三者のコンポーネントが含まれている場合があります。これらについては本ソフトウェアに付属する ThirdPartyNotices ファイルに規定されています。

製造業者またはインストール業者。製造業者またはインストール業者から本ソフトウェアが取得された場合、本ソフトウェアには、本ライセンス条項に基づいて、第三者からではなく、製造業者またはインストール業者からお客様にライセンスされる第三者のコンポーネントが含まれていることがあります。第三者のコンポーネントの注意事項がある場合は、お客様への参考情報としてのみ含まれます。

i. 追加の注意事項。

i. H.264/AVC, MPEG-4 ビジュアル規格と VC-1ビデオ規格。本サービスには、H.264/MPEG-

4 AVC または VC-1 画像解読テクノロジーが含まれている場合があります。このテクノロジーについては、MPEG LA, L.L.C. により以下の注意書きを表示することが義務付けられています。

本製品は、消費者による個人的かつ非商業的使用を前提とし、「AVC PATENT PORTFOLIO LICENSE」、「VC-1 PATENT PORTFOLIO LICENSE」、「MPEG-4 PART 2 VISUAL PATENT PORTFOLIO LICENSE」に基づいて次の用途に限ってライセンスされています。(i) 上記の規格 (以下「ビデオ規格」といいます) に従ってビデオをエンコードすること、または (ii) 個人的かつ非商業的活動に従事する消費者がエンコードした AVC、VC-1、および MPEG-4 PART 2 ビデオをデコードする、もしくは、かかるビデオを提供するライセンスを有するビデオプロバイダーから取得したビデオをデコードすること。その他の用途については、明示か黙示かを問わず、いかなるライセンスも許諾されません。詳細については、MPEG LA, L.L.C. から入手できます。_(AKA.MS/MPEGLA)をご参照ください。

ii. マルウェア対策。マイクロソフトは、お客様のデバイスをマルウェアから保護することに注意を払っています。本ソフトウェアでは、他の対策がインストールされていないか、有効期限が切れている場合、マルウェア対策が有効になります。有効にするには、他のマルウェア対策ソフトウェアを無効にするか、場合によっては削除する必要があります。

6. プライバシーおよびデータの使用への同意。マイクロソフトは、お客様のプライバシーを重視しています。本ソフトウェアの一部の機能は、それらの機能の使用時に情報を送受信します。これらの機能の多くは、ユーザーインターフェイスで解除することができます。または、それらを使用しないことを選択することができます。お客様は、本ライセンス条項に同意し、本ソフトウェアを使用することで、マイクロソフトが、Microsoft プライバシーに関する声明の記載 (aka.ms/privacy)、および本ソフトウェアの機能と関連付けられているユーザーインターフェイスの記載に従って、情報を収集、使用、および開示できることに同意します。

7. アクティベーションおよび認証。該当プロダクトキーは、本ソフトウェアのアクティベーションと認証のために使用するものとします。本ソフトウェアで指定された時間が経過した後、本ソフトウェアを使用するお客様の権利は、アクティベーションが完了するまで制限される場合があります。アクティベーションに失敗すると、お客様は本ソフトウェアを使用できなくなります。アクティベーションまたは検証は回避できません。その場合、インターネット、電話、および SMS サービスの料金が発生することがあります。

8. 地理的制約と輸出規制。お客様のソフトウェアの使用が特定の地域に限定されている場合、お客様は、その地域でのみ本ソフトウェアのライセンス認証を行うことができます。また、お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法（輸出対象国、エンドユーザーおよびエンドユーザーによる使用に関する制限を含みます）を遵守しなければなりません。地理的制約および輸出規制の詳細については、(aka.ms/georestrict) および (aka.ms/exporting) をご参照ください。

9. サポートおよび払い戻し手続き

a. デバイスにプレインストール、または製造業者によってデバイスに提供されたソフトウェアの場合。ソフトウェア全般のサポートオプションについては、デバイス製造業者またはインストール業者にお問い合わせください。その際、本ソフトウェアと共に提供されるサポート番号をお知らせください。更新プログラムおよび追加ソフトウェアをマイクロソフトから直接取得した場合、適切にライセンスを取得したソフトウェアについて、マイクロソフトから限定サポートサービスが提供されることがあります。詳細については、(aka.ms/mssupport) をご参照ください。お客様が払い戻しを要求する場合、製造業者またはインストール業者に問い合わせて、返金方針を確認してください。お客様は、この方針に従わなければなりません。この方針により、お客様は、払い戻しを受けるために本ソフトウェアと共に、本ソフトウェアがインストールされているデバイス全体を返品することが求められる場合があります。

b. 小売業者から取得したソフトウェアの場合。マイクロソフトでは、(aka.ms/mssupport) の規定に従い、適切にライセンスを取得したソフトウェアについて、限定されたサポートサービスを提供します。お客様が本ソフトウェアを小売業者から購入しており、要求している払い戻しを本ソフトウェアの購入店から受けられない場合は、マイクロソフトにマイクロソフトの返金方針についてお問い合わせください。(aka.ms/msoffices) をご覧になるか、北米では、(800) MICROSOFT までご連絡いただくか、または (aka.ms/nareturns) をご参照ください。

10. 準拠法契約違反に対する請求、不正競争防止法、および黙示の保証に関する法令に基づく請求、不当利得返還請求、ならびに不法行為に基づく請求を含む、本ソフトウェア、その対価、または本ライセンス条項に関するすべての請求および紛争には、抵触法にかかわらず、お客様の住所（または会社の場合は主たる業務地）の地域または国の法令が適用されません。

11. 地域による差異。本契約は、特定の法的な権利を規定したものです。お客様は、地域や国によっては、消費者権利を含め、その他の権利を有する場合があります。また、お客様が本ソフトウェアを取得した当事者に関する権利を有する場合があります。本契約は、お客様の地域または国の法令が権利の変更を許容しない場合、それらのその他の権利を変更しないものとします。たとえば、お客様が本ソフトウェアを以下のいずれかの地域で取得した場合、または強行的な国の法令が適用される場合には、以下の規定がお客様に適用されます。

- a. オーストラリア「品質保証規定」に関する記述は、マイクロソフト、または製造業者もしくはインストール業者により提供される明示の保証に関する記述を意味します。本保証は、オーストラリアの消費者法に基づく法律上の保証に従うお客様の権利および救済を含む、お客様が法令に基づいて保有する他の権利および救済に加えて提供されます。

本項では、「商品」とは、マイクロソフト、または製造業者もしくはインストール業者が明示の保証を提供する本ソフトウェアを意味します。マイクロソフトの製品には、オーストラリアの消費者法に基づき除外することのできない保証が付されています。お客様は、重要な不具合について交換または返金を受け、その他の合理的に予見可能な損失または損害については補償を受ける権利を有します。さらに、製品が許容品質に達しておらず、かつその不具合が重要な不具合に至っていない場合についても、製品の修理または交換を受ける権利を有します。

- b. カナダお客様は、自動更新機能またはインターネットアクセスを無効にすることにより、更新プログラムの受信停止を選択することができます。お客様の特定のデバイスまたはソフトウェアで更新を無効にする方法については、製品ドキュメントをご覧ください。

- c. 欧州連合上記の第3条 l. (iv) 項に規定されているアカデミックパックの使用の制限は、本サイト(aka.ms/academicuse)に記載されている地域では適用されません。

- d. ドイツおよびオーストリア

(i) 保証。正規にライセンスを取得したソフトウェアは、本ソフトウェアに付属する Microsoft の資料の記載に実質的に従って動作します。ただし、製造業者またはインストール業者、およびマイクロソフトは、ライセンスを取得したソフトウェアに関して契約上の保証は一切いたしません。

(ii) 限定責任。製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトは、故意による行動、重過失があった場合、および製造物責任法に基づく請求が申し立てられた場合、ならびに人の死亡もしくは傷害、または物理的傷害が発生した場合、制定法に従って責任を負います。

前文に従って、製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトが重大な契約上の義務、すなわち、本ライセンス条項の正当な履行を支援する義務の遂行、本契約の目的を危うくする義務の不履行、および当事者が常に信頼できる義務の遵守（「基本義務」といわれます）に違反した場合、製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトは軽過失に限り責任を負います。その他の軽過失については、製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトは責任を負いません。

- e. その他の地域。地域による差異の最新の一覧については、(aka.ms/variations) をご参照ください。

12. 完全なる合意。本ライセンス条項 (下記の品質保証規定を含みます)、お客様が使用する、任意の追加ソフトウェア、更新プログラム、およびサービスに付属する条項 (製造業者、インストーラー業者、またはマイクロソフトのいずれかが提供したもの) ならびに本ライセンス条項に記載されている Web リンクに掲載されている条項は、本ソフトウェアならびに当該追加ソフトウェア、更新プログラム、およびサービスに関する完全なる合意です。また、本ライセンス条項に記載されているリンク先に掲載されている条項は、ブラウザのアドレスバーにその URL を入力することでも確認できます。お客様は、かかる条項を確認するものとし、お客様は、本ソフトウェアまたはサービスを使用する前に、リンク先の条件を含むこれらの条件を注意深く読むことに同意します。お客様は、本ソフトウェアおよびサービスを使用することにより、本契約および上記のリンク先の条件を承認することとなります。

小売の保証規定

制限付き保証

マイクロソフトは、適切にライセンスを取得したソフトウェアが実質的に、本ソフトウェアに付属しているマイクロソフト資料に説明されているとおりに動作することを保証します。この品質保証規定では、お客様が原因となって生じた問題、お客様が指示に従わなかったことで生じた問題、またはマイクロソフトの合理的な支配の及ばない事柄に起因して発生した問題を対象としていません。品質保証規定は、最初のユーザーが本ソフトウェアを取得した日から発効し、その後 1 年間有効です。その 1 年間にお客様がマイクロソフトから受け取ることのあるすべての追加ソフトウェア、更新プログラム、および交換ソフトウェアも保証の対象となりますが、その場合は、当該 1 年の期間の残りの日数か、または 30 日のいずれか長いほうの期間となります。本ソフトウェアを譲渡しても、その品質保証規定の期間が延長されることはありません。

マイクロソフトは、その他の明示の保証、条件、瑕疵担保、またはその他本ソフトウェアの品質について一切責任を負いません。マイクロソフトは、商品性、特定目的に対する適合性、または権利侵害の不存在に関する黙示の保証および条件を含め、いかなる黙示の保証または条件についても一切責任を負いません。地域の法律により、黙示の保証の制限をマイクロソフトが行うことが認められていない場合、黙示の保証は、上記の品質保証規定期間中に限り、法律上許容される限り、限定された内容においてお客様に与えられるものとなります。お客様の地域の法律によって、契約上の制限にかかわらず、より長い有効期間が品質保証規定に求められる場合、当該より長い期間が適用されます。ただし、お客様が請求する内容は、本ライセンス条項で許可されている内容に限定されます。

マイクロソフトが品質保証規定に違反した場合、マイクロソフトは、自らの裁量において、(i) 無償で本ソフトウェアを修理もしくは交換するか、または (ii) 本ソフトウェア (もしくはマイクロソフトの裁量により、本ソフトウェアがプレインストールされたマイクロソフトブランドのデバイス) の返品を受け取って支払われた金額を払い戻します。以上が、品質保証規定違反に対す

る、お客様への唯一の権利となります。本品質保証規定は、お客様の法的な権利を定めたものです。また、お客様は地域によって、その他の権利を有する場合があります。

マイクロソフトが提供することのある修理、交換、または払い戻しを除き、本品質保証規定、本ライセンス条項の他のすべての部分、またはその他の法理に基づいても、お客様はいかなる損害(逸失利益、直接損害、結果的損害、特別損害、間接損害、付随的損害を含みます)の賠償またはその他の請求を行うことはできません。本ライセンス条項に規定する損害の免責および救済手段の制限は、修理、交換、または払い戻しによってお客様の損失が完全に補償されない場合、マイクロソフトがこのような損害の可能性を認識していたか、もしくは認識し得た場合、または本ライセンス条項に規定する救済手段がその実質的目的を達成できない場合にも適用されます。一部の地域及び国では付随的損害、派生的損害、またはその他の損害の免責、または制限を認めないため、上記の制限または免責がお客様に適用されないことがあります。お客様の地域の法律において、かかる契約上の責任の制限または免責にもかかわらず、マイクロソフトに損害の賠償を請求することが認められる場合、お客様が請求できる金額は、お客様が本ソフトウェアに対して支払った金額(またはお客様が本ソフトウェアを無償で取得した場合は 50 米ドル)を上限とします。

保証に関するお問い合わせ

サービスまたは返金を受ける場合、お客様は、お客様の購入証明書のコピーを提供し、マイクロソフトの返品方針に従わなければなりません。この方針により、お客様は、本ソフトウェアをアンインストールしてマイクロソフトに返品するか、または本ソフトウェアと共に、本ソフトウェアがインストールされているマイクロソフトブランドのデバイス全体を返品することが求められる場合があります。プロダクトキーを含む Certificate of Authenticity ラベルは、お客様のデバイスと共に提供された場合、貼付されたままでなければなりません。

1. 米国およびカナダ。米国またはカナダで入手された本ソフトウェアに関する保証サービスまたは返金に関して不明な点がございましたら、(800) MICROSOFT まで電話でご連絡いただくか、Microsoft Customer Service and Support (One Microsoft Way, Redmond, WA 98052-6399) まで郵便でご連絡いただくか、または (aka.ms/nareturns) をご覧ください。
2. ヨーロッパ、中東、およびアフリカ。本ソフトウェアをヨーロッパ、中東、またはアフリカで入手された場合、Microsoft Ireland Operations Limited (Customer Care Centre, Atrium Building Block B, Carmanhall Road, Sandyford Industrial Estate, Dublin 18, Ireland) または最寄りのマイクロソフト関連会社 (aka.ms/msoffices) までご連絡ください。
3. オーストラリア。本ソフトウェアをオーストラリアで入手された場合、13 20 58 まで電話でご連絡いただくか、Microsoft Pty Ltd (1 Epping Road, North Ryde NSW 2113 Australia) まで郵便でご連絡いただき、請求を行ってください。
4. その他の国。上記の国以外で本ソフトウェアをご購入の場合は、最寄りのマイクロソフトの関連会社までご連絡ください。連絡先については、(aka.ms/msoffices) をご参照ください。日本については、www.microsoft.com/japan/ をご参照ください。

OEM の保証規定

制限付き保証

デバイス製造業者またはインストール業者は、適切にライセンスを取得したソフトウェアが、本ソフトウェアに付属しているマイクロソフト資料に従って、実質的に動作することを保証します。本品質保証規定が有効な 90 日間に、お客様がマイクロソフトから直接取得された更新プログラムまたは追加ソフトウェアについては、マイクロソフトが本品質保証規定を履行します。本品質保証規定では、お客様に起因する問題、お客様が指示に従わなかったことで生じた問題、製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトの合理的な支配の及ばない事柄に起因して発生した問題は対象としていません。品質保証規定は、最初のユーザーが本ソフトウェアを取得した日から発効し、その後 90 日間有効です。90 日間の有効期間内に、お客様が製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトから受け取ることがあるすべての追加ソフトウェア、更新プログラム、または交換ソフトウェアも保証の対象となりますが、その場合は、90 日間の有効期間の残存期間または 30 日間のいずれか長いほうの期間、保証されます。本ソフトウェアを譲渡しても、その品質保証規定の期間が延長されることはありません。

製造業者またはインストール業者、およびマイクロソフトは、他の明示的な保証、条件、瑕疵担保、またはその他本ソフトウェアの品質について一切責任を負いません。製造業者またはインストール業者、およびマイクロソフトは、商品性、特定目的に対する適合性、権利侵害の不存在を含め、いかなる黙示の保証または条件についても一切責任を負いません。地域の法律により、黙示の保証の制限をマイクロソフトが行うことが認められていない場合、黙示の保証は、上記の品質保証規定期間中に限り、法律上許容される限り、限定された内容においてお客様に与えられるものとします。お客様の地域の法律によって、契約上の制限にかかわらず、より長い有効期間が品質保証規定に求められる場合、当該より長い期間が適用されます。ただし、お客様が請求しうる内容は、本ライセンス条項で許可されている内容に限定されます。本品質保証規定が変更できないお客様の地域の法令による追加の消費者の権利が存在する場合があります。

製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトが品質保証規定に違反した場合、製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトは、自らの裁量において、(i) 無償で本ソフトウェアを修理もしくは交換するか、または (ii) 本ソフトウェア (もしくは製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトの裁量により、本ソフトウェアがプレインストールされたデバイス) の返品を受け取って支払われた金額を払い戻します。製造業者もしくはインストール業者 (または、お客様が直接マイクロソフトから取得した場合は、マイクロソフト) は、追加ソフトウェア、更新プログラム、および本ソフトウェアを修理もしくは交換するか、またはお客様が支払われた金額を払い戻すこともあります。以上が、品質保証規定違反に対する、お客様への唯一の権利となります。本品質保証規定は、お客様の法的な権利を定めたものです。また、お客様は地域によって、その他の権利を有する場合があります。

製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトが提供することのある修理、交換、または払い戻しを除き、本品質保証規定、本ライセンス条項の他のすべての部分、

またはその他の法理に基づいても、お客様はいかなる損害 (逸失利益、直接損害、結果的損害、特別損害、間接損害、付随的損害を含みます) の賠償またはその他の請求を行うことはできません。本ライセンス条項に規定する損害の免責および救済手段の制限は、修理、交換、または払い戻しによってお客様の損失が完全に補償されない場合、製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトがこのような損害の可能性を認識していたか、もしくは認識し得た場合、または本ライセンス条項に規定する救済手段がその実質的目的を達成できない場合にも適用されます。一部の地域及び国では付随的損害、派生的損害、またはその他の損害の免責、または制限を認めないため、上記の制限または免責がお客様に適用されないことがあります。お客様の地域の法律において、かかる契約上の責任の制限または免責にもかかわらず、製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトに損害の賠償を請求することが認められる場合、お客様が請求できる金額は、お客様が本ソフトウェアに対して支払った金額 (またはお客様が本ソフトウェアを無償で取得した場合は 50 米ドル) を上限とします。

保証に関するお問い合わせ

サービスまたは返金を受ける場合、お客様は、お客様の購入証明書を提供し、製造業者またはインストール業者の返品方針に従わなければなりません。この方針により、お客様は、本ソフトウェアと共に、本ソフトウェアがインストールされているデバイス全体を返品することが求められる場合があります。プロダクトキーを含む Certificate of Authenticity ラベルは、お客様のデバイスと共に提供された場合、貼付されたままでなければなりません。

本ソフトウェアの保証サービスについては、製造業者またはインストール業者に、お客様のデバイスと共に提供されている住所または通話料無料の電話番号を利用してお問い合わせください。マイクロソフトがデバイス製造業者であるか、お客様が本ソフトウェアを小売業者から取得された場合、下記のいずれかの連絡先までご連絡ください。

1. 米国およびカナダ。米国またはカナダで入手された本ソフトウェアに関する保証サービスまたは返金に関して不明な点がございましたら、(800) MICROSOFT まで電話でご連絡いただくか、Microsoft Customer Service and Support (One Microsoft Way, Redmond, WA 98052-6399) まで郵便でご連絡いただくか、または (aka.ms/nareturns) をご覧ください。
2. ヨーロッパ、中東、およびアフリカ。本ソフトウェアをヨーロッパ、中東、またはアフリカで入手された場合、Microsoft Ireland Operations Limited (Customer Care Centre, Atrium Building Block B, Carmanhall Road, Sandyford Industrial Estate, Dublin 18, Ireland) または最寄りのマイクロソフト関連会社 (aka.ms/msoffices) までご連絡ください。
3. オーストラリア。本ソフトウェアをオーストラリアで入手された場合、13 20 58 まで電話でご連絡いただくか、Microsoft Pty Ltd (1 Epping Road, North Ryde NSW 2113 Australia) まで郵便でご連絡いただき、請求を行ってください。
4. その他の国。上記の国以外で本ソフトウェアをご購入の場合は、最寄りのマイクロソフトの関連会社までご連絡ください。連絡先については、(aka.ms/msoffices) をご参照ください。日本については、www.microsoft.com/japan/ をご参照ください。

